

下線=前委員会以降の対応

新型コロナウイルス感染症に関する 熊本県教育委員会の主な対応について

令和2年4月13日／熊本県教育委員会

1 臨時休業・教育活動の再開の実施状況

（1）県立学校

- ① 3月2日（月）から3月15日（日）まで一斉臨時休業
(2月28日決定)
- ② 春季休業の開始日まで一斉臨時休業を延長（3月11日決定）
- ③ 国の新学期からの学校再開の方針を受け、感染拡大防止措置を講じた上で、新学期（4月1日）から教育活動を再開（3月25日決定）
※ 部活動については当面休止（3月30日決定）
- ④ 熊本市域の県立学校については、令和2年4月19日まで臨時休業とし、熊本市以外の県立学校については、分散登校、時間短縮、時差登校などの組み合わせを条件に、感染防止の徹底を図った上で教育活動を再開（4月6日決定）
※ 4月3日の熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（委員：熊本大学原田学長他）において「熊本県全体は「感染確認地域」相当である」が、「熊本市域は「感染拡大している地域」として、より積極的な対応が必要である」との見解が示されたことを踏まえた措置

（2）市町村立学校（熊本市を除く）

- ① すべての市町村で春季休業の開始日までの臨時休業を実施（2月28日・3月11日、県教育委員会から通知）
- ② すべての市町村※で新学期から教育活動を再開（3月25日・4月6日、県教育委員会から教育活動再開にあたっての適切な対応を依頼）
※ 南阿蘇村について、阿蘇保健所管内（阿蘇都市）における感染者発生により4月10日（金）～19日（日）まで臨時休業（4月8日変更）

2 学校・家庭への対応

（1）子供の多様な受け入れ先の確保（2月28日実施）

- ① 臨時休業中の多様な受入れ先の確保について、健康福祉部長と教育長の連名で市町村長、市町村教育長へ要請。
 - ・集団感染防止のため、基本的に子供は自宅で過ごす。
 - ・特に小学校低学年の子供など家庭での対応が困難な場合は、放課後

児童クラブや放課後子供教室等での受入れを検討し対応。

- ・保護者から相談があった場合は、市町村の首長部局と教育委員会が連携して個別の事情に応じて対応。

②受入れ先の決まらない子供については、学校で受け入れるよう、市町村教育委員会を通じて学校での受入れ態勢の確保を徹底。

- ・学校の受入れ数：累計6, 493人（3月2日～25日）

- ・放課後児童クラブの受入れ数：累計61, 961人

（3月2日～24日）

③県立特別支援学校の子供について、家庭での対応が困難な場合は、特別支援学校での受け入れ等、個別に対応。

（2）臨時休業中の生徒指導、学習・生活面のサポートについて

＜家庭向け＞

①「一斉臨時休業に関する教育総合相談窓口」の設置（3月2日実施）

- ・児童生徒や保護者の不安等に対応するため、各学校及び各市町村教育委員会における相談対応に加えて、県教育委員会において教育総合相談窓口を設置。
- ・相談件数：累計801件（3月2日～25日）

②子供の安全確保、生徒指導の徹底（2月28日実施）

- ・交通事故や不審者の声掛け、出会い系アプリの利用、新型コロナウィルス感染症に関する不確かな情報や誤った情報等の発信などについて、保護者向けの注意事項を発出、対応を徹底。
- ・児童生徒が不安や戸惑いを抱いているような場合は、学校と連絡を取り、相談するよう保護者に周知。

③保護者の声に関するQ&Aの作成（3月3日実施）

- ・県PTA連合会等を通じて把握した保護者の不安や困りごと等をもとに、保護者の不安を軽減するための臨時休業中の子供の居場所の確保や家での過ごし方などに関するQ&Aを作成。
- ・各市町村教育委員会に周知するとともに、県PTA連合会を通して、各郡市PTA連合会事務局及び各学校PTAに周知。

④家庭学習 web コンテンツの紹介（3月2日実施）

- ・臨時休業中の家庭学習に役立つドリル集や英語の音声集、各種コンテンツ等について、県立教育センターホームページ内に特設ページを設け紹介。URL <https://www.higo.ed.jp/center/gakushu-link>

＜学校向け＞

①県内の学校の具体的取組事例の収集及び周知（3月4日実施）

- ・臨時休業中の学習指導や生活指導等の充実に生かしていただくよう、県内の学校から具体的な取組例を収集、とりまとめ、各市町村教育委員会及び各学校に周知。

○項目：①学習指導、②生活指導、③健康面の指導、④行事関係の工夫（卒業式等）、⑤児童生徒や家庭への連絡方法と状況把握、
⑥受け入れ先がない児童生徒への対応

○事例数：約5.0例

②差別やいじめの未然防止（2月27日実施）

- ・教職員一人一人が正しい認識を持って指導すること、児童生徒等からの差別やいじめ等の相談に関しては、既存の教育相談体制を活用すること等、各市町村教育委員会及び各学校に適切な対応を要請。

③春季休業中の感染症対策・健康管理等を徹底（3月23日実施）

- ・春季休業期間中の感染症対策・健康管理、学習指導等についての留意事項を各市町村教育委員会及び県立学校に通知。

④教育活動の再開へ向けたマスクの準備（3月26日実施）

- ・マスク着用の推奨、手作りマスクの普及（家庭クラブや生徒会など生徒による手作りマスクの取り組み、PTAや地域で連携した支援）、マスク入手できない児童生徒等がいじめ等を受けることのないよう、生徒指導上の配慮について各市町村教育委員会及び各県立学校に通知。

（3）学校給食休止等に係る対応

①休止に伴う影響の最小化（3月18日発表）

- ・保護者や学校給食に関わる事業者の影響を最小化するため、県立学校について、以下の対策を実施。市町村教育委員会にも同様の対応を要請

ア 臨時休業中の学校給食費を保護者へ全額返還

イ キャンセルせずに納入業者から購入した食材に係る費用等につ

いて、全額負担

ウ 購入した食材については、食品ロスが出ないようフードバンク等への提供や、飼料等への再生利用

②学校給食調理業者への衛生管理強化支援（3月25日発表）

・県立学校の給食調理業者が衛生管理の徹底・強化を図るために設備等を購入する場合の経費を助成

3 県立施設の対応

(1) 県立文教・社会教育施設の休館

・県立図書館、くまもと文学・歴史館、県立美術館、県立装飾古墳館、歴史公園鞠智城・温故創生館、天草青年の家、菊池少年自然の家、豊野少年自然の家、あしきた青少年の家

＊期間：2月28日～(4／1以降も当面休止)

・県立美術館分館

＊期間：3月2日～3月15日

4月6日～5月5日

(2) 県立体育施設の新規予約受付停止、一部施設の利用停止

(新規予約受付停止) *期間：3月1日～(4／1以降も当面休止)

・県民総合運動公園、県営八代運動公園、藤崎台県営野球場、熊本武道館、県立総合体育館、県総合射撃場

(一部施設利用停止) *期間：3月1日～(4／1以降も当面休止)

・県民総合運動公園内、県立総合体育館内の屋内プール及びトレーニング室

(3) 県立学校体育施設の開放停止

・県立学校体育施設(70校) *期間：3月2日～(4／1以降も当面休止)

4 国への要望

県民生活等への影響の最小化に向けた更なる対策が講じられるよう、教育に関して、次の事項を国に対して要望。(3月17日実施)

(1) マスク及び消毒液の確保等について

・学校などの教育機関への優先的かつ安定的なマスク等の供給体制を構築

するとともに、学校におけるマスク等の購入に対する財政措置を要望。

(2) 学校の一斉臨時休業に伴う負担の軽減について

- ・学校の一斉臨時休業により、家庭や学校現場等に様々な負担が生じていることから、以下の事項について国への要望を実施。
- ・学校再開の基準やこれから想定スケジュールの提示等
- ・一斉臨時休業に伴い必要となる児童生徒等の心のケア
- ・一斉臨時休業に伴い生じた放課後児童クラブの運営負担に対する更なる財政支援

県立学校の臨時休業について

令和2年4月12日 教育委員会

- 新型コロナウイルス感染症に関して、熊本市における感染患者の増加に加え、阿蘇や有明保健所管内の感染確認や、さらに、昨日県内25例目の感染者が人吉保健所管内の病院に従事する医師であることが確認されました。また、隣県の福岡県に緊急事態宣言が出されています。
- このように本県を取り巻く感染の状況は刻一刻と深刻さを増していることから、先ほど、蒲島知事から、改めて教育長に対し、再開している学校の臨時休業について検討するよう指示がありました。
- これを受け、県教育委員会としましては、県立学校においても、いつ感染が広まるか大変危惧される状況にあると判断しました。
- このため、すべての県立学校について「4月14日から5月6日までの間、臨時休業する」という方向で検討を行い、明日、学校に正式に通知いたします。
- 市町村教育委員会に対しては、県立学校の臨時休業の方針を踏まえ、適切に対応するよう要請します。

教政第40号
令和2年(2020年)4月13日

各県立学校長様

教育長

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業
(休校)の実施等について(通知)

令和2年4月6日付け教政第6号において、熊本市域の県立学校の4月19日(日)までの臨時休業について通知したところです。

しかしながら、本県を取り巻く感染の状況は刻一刻と深刻さを増しており、県立学校においても、いつ感染が広まるか大変危惧される状況にあることから、全ての県立学校について、下記のとおり決定しました。

つきましては、各県立学校においては、引き続き別紙の事項に留意のうえ、適切に対応いただくようお願いします。

記

- 1 臨時休業(休校)を行う学校
全ての県立学校
- 2 臨時休業(休校)を実施(延長)する期間
令和2年4月14日から5月6日まで
- 3 留意事項
別紙及び文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン(令和2年4月7日改訂版)」を踏まえるものとする。

【問い合わせ先】

○感染症対策健康管理及び学校給食に関すること

県立学校教育局体育保健課 濱本、杉原

096-333-2712

○心のケアに関すること

県立学校教育局学校安全・安心推進課 坂本、木山

096-333-2720

○差別やいじめ等への対応に関すること

市町村教育局人権同和教育課 柳田、富田

096-333-2702

県立学校教育局学校安全・安心推進課 坂本、江藤

096-333-2720

○学習指導及び学校行事の実施に関すること

県立学校教育局高校教育課 前田、松坂、大塚、新生

096-333-2685

○部活動に関すること

(文化部) 教育総務局文化課 伊藤、柳

096-333-2704

(運動部) 県立学校教育局体育保健課 濱本、鳴瀬

096-333-2711

○特別支援学校に関すること

県立学校教育局特別支援教育課 宮本、竹永

096-333-2683

○教職員の服務に関すること

教育総務局学校人事課 横川、上村

096-333-2694

○授業料等の取扱いに関すること

教育総務局学校人事課 佐藤、永田

096-333-2692

○就学援助等に関すること

市町村教育局義務教育課 松山、荒木

096-333-2687

○高校生等への修学支援に関すること

(就学支援金) 教育総務局学校人事課 佐藤、永田

096-333-2692

(奨学給付金・育英資金等) 県立学校教育局高校教育課 大谷、後藤

096-333-2682

別紙

県立学校の臨時休業に伴う留意事項について

1 感染症対策及び健康管理について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための休業であることを児童生徒等及び保護者に周知し、以下の点に留意して予防に努めるよう徹底を図ること。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合及び濃厚接触者に特定された場合には、速やかに学校へ報告すること。
- ・令和2年4月10日付け教体第96号で通知の健康観察シート（例）を活用するなどして、毎朝、検温及び健康状態の確認を行うこと。
- ・自宅においても、感染症対策（咳エチケット、こまめな手洗い・うがい、部屋の換気等）をしっかり行うこと。
- ・「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの密が重なる場所等への外出を控え、基本的に自宅で過ごすこと。
- ・「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」など規則正しい生活習慣を心がけ、心身の健康管理に努めること。
- ・「適度な運動」については、一度に大人数が集まって人が密集する運動とならないよう配慮の上、適宜、安全な環境の下で運動の機会確保に努めること。（例：体操、ジョギング、散歩、縄跳び等）

2 臨時休業中の学習指導について

- ・臨時休業に伴い、児童生徒等が授業を十分に受けることができなかつたことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課すこと等の学習への配慮、必要な指導等を行うこと。特に、新入生については、年度当初であることを考慮して、県立教育センターホームページ「学習を支える」を利用するなど、中学校から高校への橋渡しができるよう特段の配慮を図ること。
- ・テレビ、ラジオの講座やインターネットの動画配信等を利用して学習が深まるよう工夫を図ること。
- ・必要に応じて、県教育委員会ホームページの「臨時休業（休校）期間中の家庭学習支援」及び県立教育センターホームページ「学習を支える」を利用すること。

○県教育委員会ホームページの「臨時休業（休校）期間中の家庭学習支援」

<http://kyouiku.higo.ed.jp/page10802/page10883/>

○県立教育センターホームページ「学習を支える」

<https://www.higo.ed.jp/center/gakushu-ouen/>

「高校に入学されたみなさんへ（国語、数学、英語）」と「手作りマスクの作り方」を新たに掲載している。

- ・進路等のために特別な指導が必要な生徒に対しては、個別の対応を行うなど配慮すること。
- ・留学や旅行等については、新型コロナウイルス感染症に関する情報を踏まえたうえで、自粛も含め、再検討するよう保護者等に周知すること。

3 臨時休業期間中の登校日等について

- ・児童生徒等の心身の健康維持や学習支援のために必要な場合は、各学校長の判断で登校日を設定することは可能であるが、地域の状況等に応じ、感染拡大防止の観点から適切に判断すること。なお、登校日を設ける際には、日数については必要最小限とし、令和2年4月10日付け教体第96号を遵守し実施すること。また、学年ごとの分散登校の実施、多くの児童生徒を集めての体育館等での集会等を控えること等、万全の感染症対策を講じ、3つの条件（密閉・密集・密接）を避けるよう配慮すること。
- ・学校と家庭との連絡体制を構築すること。

4 部活動について

部活動については校内外全ての活動を休止すること。

5 障がいのある児童生徒等について

障がいがあり、自宅等で一人で過ごすことが困難な児童生徒等において、保護者が仕事を休めず、地域の障害福祉サービス等の活用も困難な場合については、児童生徒等が同じ場所に長時間集まることがないよう必要な対策を取った上で、必要最小限の人数に絞って登校させる等の配慮を行うこと。

6 家庭との連携について

特段の配慮が必要な児童生徒等の家庭訪問や電話連絡等により適宜適切な状況の把握に努めることとするが、家庭訪問については、接触の機会を考慮し、必要最小限とすること。

7 新型コロナウイルス感染症に伴う差別やいじめ等への対応について

臨時休業期間中においても、児童生徒等からの差別やいじめ等の相談に関しては、既に各学校で整備されている教育相談体制等を活用し、組織的に対応すること。

8 児童生徒等の心のケアについて

児童生徒等の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、心理的なストレスを抱えている児童生徒等が存在すると考えられることから、児童生徒等の心のケアに引き続き努めること。

また、学級担任等により自宅で過ごす児童生徒等及び保護者との連絡を密にし、児童生徒等の状況を的確に把握するとともに、専門家等の支援が必要な場合は、スクールカウンセラー等と連携した対応を行うこと。

教政第40号

令和2年（2020年）4月13日

各市町村教育長様
(熊本市教育委員会を除く)

熊本県教育長 古閑 陽一

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業（休校）の実施等について（通知）

令和2年4月6日付け教政第6号において、熊本市域の県立学校の4月19日（日）までの臨時休業については通知したところです。

しかしながら、本県を取り巻く感染の状況は刻一刻と深刻さを増しており、県立学校においても、いつ感染が広まるか大変危惧される状況にあることから、全ての県立学校について、下記のとおり決定し、本日付けで別添写しのとおり通知しました。

つきましては、このことについて、貴管下各公立幼稚園、小・中・義務教育学校（八代市教育委員会は八代支援学校を含む。）に周知いただくとともに、貴管下の学校等の臨時休業に当たっては、県立学校の取組み等を踏まえ、市町村の関係部局や関係機関と連携のうえ、適切に対応いただきますようお願いします。

なお、臨時休業に当たっての学習指導等の留意事項については、おってお知らせします。

記

1 臨時休業（休校）を行う学校

全ての県立学校

2 臨時休業（休校）を実施（延長）する期間

令和2年4月14日から5月6日まで

3 留意事項

文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（令和2年4月7日改訂版）」を踏まえるものとする。

【問い合わせ先】

○感染症対策健康管理及び学校給食に関すること

県立学校教育局体育保健課 濱本、杉原

096-333-2712

○心のケアに関すること

県立学校教育局学校安全・安心推進課 坂本、木山

096-333-2720

○差別やいじめ等への対応に関すること

市町村教育局人権同和教育課 柳田、富田

096-333-2702

県立学校教育局学校安全・安心推進課 坂本、江藤

096-333-2720

○学習指導及び教科書の取扱いに関すること

市町村教育局義務教育課 鈴嶋、平野

096-333-2688

○部活動に関すること

(文化部) 教育総務局文化課 伊藤、柳

096-333-2704

(運動部) 県立学校教育局体育保健課 濱本、鳴瀬

096-333-2711

○教職員の服務に関すること

教育総務局学校人事課 井手、池田

096-333-2695

○就学援助等に関すること

市町村教育局義務教育課 松山、荒木

096-333-2687

○多様な受入れ先の確保及び修学旅行に関すること

市町村教育局義務教育課 塩村、松山、松永

096-333-2689

